

令和 5 年度
千葉地方最低賃金審議会
第 4 回専門部会
議事録

令和 5 年 8 月 7 日
13 : 15 ~ 14 : 45
千葉労働局 1 階会議室

令和5度
千葉地方最低賃金審議会 第4回専門部会 議事録

1 日時 令和5年8月7日(月) 13:15~14:45

2 場所 千葉労働局1階会議室

3 出席者(委員)

公益委員

大澤委員、下田委員、村上委員

労働者側委員

岡田委員、中島委員、野田委員

使用者側委員

池田委員、黒岩委員、高橋委員

4 議題

(1) 千葉県最低賃金の金額について

(2) その他

5 議事内容

(部会長)

ただ今から、第4回千葉県最低賃金専門部会を開催いたします。

本専門部会は、運営規程第6条但し書きの率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合等に該当することから、非公開といたします。

なお、本日の議事につきましては、公労使の三者が揃い審議する部分は、議事録を作成し公開することとなりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、始めに事務局から本日の専門部会の成立について報告をいたします。

(賃金室長補佐)

本日は、公労使すべての委員にご出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に規定する定足数を満たしており、本日の専門部会は有効に成立しております。

(部会長)

それでは、審議に入ります。

本日は、資料の配付はありませんが、これまでの配付資料や事務局の説明に関して、何か質問はございませんか。

《ありません。旨の声》

(部会長)

事務局はよろしいですか。

(賃金室長)

お手元にお配りしました別紙 3、付帯事項に関する用紙になりますが、各委員の方から若干の修正や順番とかを変えていただきという話を頂戴いたしましたので、修正したものを配付させていただきました、少しお時間を取りますので、ご確認頂いてもよろしいでしょうか。

(賃金室長)

ご確認頂いたように若干の修正させて頂きましたが如何でございましょうか。ご意見がございましたら頂戴したいと思います。

(公益委員)

最後のところ、一般の人達が分かり易い言葉、一般的に使われている言葉がよろしいかと思えます。

(基準部長)

わかりました、修正して再度諮りたいと思えます。

(部会長)

ほかにはよろしいでしょうか。

《はい。ありません。旨の声》

(部会長)

それでは、別室で協議するに当たり、まず、この場で発言することがありましたら、お願いします。

《ありません。旨の声》

(部会長)

では、別室にて協議をお願いいたします。

《労使それぞれ別室にて協議》

《公労協議》

《公使協議》

《再開》

(部会長)

それでは再開いたします。8月1日から本日まで、延べ4日間の議論を積み重ねてまいりました。双方の主張の要旨につきまして若干説明をさせていただきます。

労働者側の主張は、物価高あるいは春闘の賃上げ状況、また、連合リビングウェイジの目標、また、近隣県との賃金価格差を踏まえて45円を主張されました。

その後、少し計算方法を修正し44円に下げ、さらに近隣県との賃金差は今年一気でもなくともという弾力的な考え方を示していただきました。

一方、使用者側については急激な賃上げは非常に経営に大きなインパクトを与える。県内中小・小規模事業所においては、この原材料高を価格転嫁出来ない企業も数多いということから当初は32円ということを目指され、その後の協議の中で37円まで譲歩をいただきましたが、これ以上の賃上げをするデータ根拠は示せない、難しいという判断に至りました。

以上のとおり労使それぞれ別室にて協議をいただき、公益委員も微力ながら調整させていただいたのですけれども、意見の一致を見ることはできませんでした。

このため、ここで公益見解案を出しまして賛否を問いたいと存じます。

それでは公益見解案を申し上げます。

令和5年度の中賃における目安額についての見解は地方審議会において全国的なバランスに配慮するという観点から参考にするものであって、地方の審議を拘束するものではないことを改めて確認したというものであります。

本専門部会においては、Aランクの千葉県における目安額41円を参考としつつ、県内の経済・労働情勢に関する各種データを踏まえて、延べ4日間にわたる議論を積み重ねてまいりました。しかし、労使双方の主張の隔たりを埋めることは難しいという判断に至りました。

県内の直近の消費者物価指数は4%を超えており、同じAランクの近隣県に比べて現在の本県の最低賃金は数円下回っているという現状もありますが、一方で、原材料値上がり分を価格転嫁出来ずに厳しい経営環境に直面している中小・小規模企業も数多いと推察は致しますけれども、春季賃上げの上昇率は前年を上回る水準となっております。こうした現状を踏まえ、千葉県最低賃金はAランクの目安額 41 円と近隣県との格差縮小に考慮して 42 円引上げることが適当であると考えるところであります。

また、発効日もこれまでと同様とすることが適当と考えるところであります。

まとめますと時間額 1,026 円、現行の 984 円にプラス 42 円。

算入しない賃金は現行通り、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。

発効日は令和5年10月1日。

以上のとおりご提案申し上げます。この公益見解案は、これまでの審議を踏まえて判断させていただいたものでございます。できましたら、ご賛同いただけますようお願いいたします。それでは裁決に移らせていただきます。

公益委員案に賛成の方、挙手をお願いいたします。

賛成 5 名。

反対の方、挙手をお願いいたします。

反対 3 名。

ありがとうございました。

公益委員案に賛成 5 名、反対 3 名でありますので、過半数の委員のご賛同をいただきました。よって、当専門部会の結論を本案のとおりとし、本日、この後開催されます第 434 回本審議会に報告をいたします。これから報告書案を作成してお配りいたしますので、しばらくお待ちください。

(基準部長)

付帯決議につきまして、先ほど分かり易い表現した方が良いのではないかと
いうご意見を伺いましたので、修正させていただきましたけれども、如何でしょうか。

《良いです。問題ありません。旨の声》

《事務局、報告書案作成、配付》

(部会長)

それでは、事務局から朗読をお願いいたします。

(賃金指導官)

千葉県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年7月6日、千葉地方最低賃金審議会において付託された千葉県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり、令和3年10月1日発効の千葉県最低賃金(時間額953円)は令和3年度の千葉県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

本報告に当たっては、別紙3のとおり賃上げに伴う各種支援等に関する政府への要望を取りまとめたので、併せて報告する。

別紙1 千葉県最低賃金、1 適用する地域、千葉県の区域、2 適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者、3 適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者、4 前号の労働者に係る最低賃金額、1時間1,026円、5 この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当、6 効力発生日、令和5年10月1日

別紙2は割愛させていただきます。

別紙3、本年度の千葉県最低賃金の改正が中小企業・小規模事業者に与える影響は大きく、このため、県内の中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備が必要であり、次の事項について、政府として取組を継続的に実施するよう、強く要望する。生産性向上の支援について、多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、一層の強化を求める。特に、業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充を行うこと。さらに、中小企業・小規模事業者において、業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を図ること。加えて、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むこと。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底を図ること。また、価格転嫁対策については、中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠であるという考え方を社会全体で共有し、パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ等に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を実施すること。さらに、扶養控除等の年収の壁を踏まえて、労働者が労働時間を減らすことで、最低賃金額の引上げが、労働者の実質的な所得向上につながらない事例が生じている観点から、必要な税及び社会保険制度の見直しを検討すること。以上です。

(部会長)

ただいま専門部会報告書(案)を朗読していただきましたが、如何でしょうか。

《よろしいです。意見ありません。旨の声》

(部会長)

特にご意見がないようですので、報告書案のとおりこの後開催の第 434 回本審議会に報告いたします。なお、本審議会でも裁決が行われることとなりますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、専門部会委員の皆様には、精力的にご審議いただき、ありがとうございました。以上をもちまして、閉会といたします。

ありがとうございました。